\bigcirc 総 務 省 告 示 第

号

に

基

づ

き、

平

成

+

八

年

総

務

省

告

示

第

百

号

無

線

局

運

用

規 則

第

百

六

+ =

条

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

表

下

欄

に

掲

げ

る

海

 \mathcal{O}

規

定

無

線 局 運 用 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 七 号) 第二 百 六 + = 条 \mathcal{O} 兀 た だ L 書

域 に お 1 7 同 条 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 L な 1 場 合 を 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

令

和

年

月

日

総 務 大 臣 金 子 恭 之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る。

備考 表中 [] の記載は注記である。	[一~六 略]	発射を中止するよう求められたときは直ちに当該電波の発射を中止しなければならない。	に必要な措置を執るよう求められたときは直ちに当該措置を執らなければならず、また、電波の	合において、同条に規定する無線局は、沿岸国の主管庁又は他の無線局から混信を除去するため	運用を阻害するような混信を与えるおそれがない場合であって、次に掲げる場合とする。この場	無線局運用規則第二百六十二条の四ただし書の総務大臣が別に告示する場合は、他の無線局の	改 正 後
	[一~六 同上]	発射を中止するよう求められたときは直ちに当該電波の発射を中止しなければならない。	に必要な措置を執るよう求められたときは直ちに当該措置を執らなければならず、また、電波の	合において、同条に規定する無線局は、沿岸国の主管庁又は他の無線局から混信を除去するため	運用を阻害するような混信を与えるおそれがない場合であって、次に掲げる場合とする。この場	無線局運用規則第二百六十二条の三ただし書の総務大臣が別に告示する場合は、他の無線局の	改正前